

(法安 106)

平成 27 年 10 月 21 日

都道府県医師会  
医療安全担当理事 殿

日本医師会常任理事  
今村 定臣

独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害  
救済制度に関する集中広報の周知について

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、国民や医療機関に同制度が広く認知される必要があります。

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室長より、同制度の本年 12 月までの集中広報について、別添のとおり本会宛て周知依頼がありました。

つきましては、ご参考までにお知らせ致します。

記

- ・集中広報の実施内容
  - 全国の新聞への広告掲載
  - 全国でのテレビスポット CM
  - Web 広告（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導）  
（[http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai\\_camp/index.html](http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html)）
  - 医療関係専門誌への広告掲載 など

以上



薬生副発 1009 第 2 号  
平成 27 年 10 月 9 日

公益社団法人日本医師会 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課  
医薬品副作用被害対策室



独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害  
救済制度に関する集中広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年法律第 192 号）に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行うものです。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、広く国民や医療機関に制度を認知していただく必要があるため、その周知に努めているところです。

制度の実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構においても、毎年、10月17日から23日の「薬と健康の週間」を中心に12月までの約3か月間を「救済制度集中広報期間」として、国民及び医療関係者の認知度向上を目的としたキャンペーンを展開しており、今年度も下記のような広報を実施することとしております。

また、この集中広報の具体的な内容を紹介した Web ページを作成し、下記の「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」にリンク付けしております。

つきましては、貴職においてご了知のうえ、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

記

集中広報の実施内容

- 全国の新聞への広告掲載
- 全国でのテレビスポットCM
- Web 広告（「医薬品副作用被害救済制度特設サイト」への誘導）  
([http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai\\_camp/index.html](http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html))
- 医療関係専門誌への広告掲載 など